

令和8年5月27日

共 産 党

殺傷能力を有する武器輸出解禁の閣議決定の撤回を  
求める意見書（案）

政府は、令和8年4月21日、「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の改定を閣議決定した。その内容は、輸出を認める防衛装備を非戦闘目的（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限定している現行ルールを撤廃し、殺傷能力を有する「武器」の輸出を原則容認するものである。

「武器」の輸出先については、日本と「防衛装備品・技術移転協定」を結んでいる国に限るとしているが、「国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束」を締結しているからといって、それが遵守される保証はない。また、輸出後に、相手国が紛争当事国になった場合、輸出品を引き揚げることはできないなど、歯止めをかけることは困難である。

「武器」の輸出は、日本国憲法の平和理念とは相いれず、日本製の武器が他国の人々の命を奪うことは許されない。

また、平和国家としての国際的信頼に関わる問題について、国会での議論も経ずに、閣議決定のみで強行することは断じて認められない。

よって、板橋区議会は、政府に対し、日本国憲法の平和の理念を遵守し、殺傷能力を有する武器輸出解禁の閣議決定を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

防衛大臣 宛